

令和3年度あきる野市地域自立支援協議会（第3回）全体会で出された意見に対する 障がい者支援課の回答

（3）障がい者の差別解消に関することについて

障害者差別解消法については、市広報及びホームページへの掲載やイベントでのパンフレット配布等を通じて周知を図ってきましたが、イベント等でのパンフレット配布については、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によりイベントの開催が困難となったため、窓口等での配布に変更しております。

今後は、周知方法を見直し、市広報及びホームページへの掲載と窓口等でのパンフレット配布にて周知を図ってまいります。

（4）基幹相談支援センターの設置について

ア 成年後見制度の窓口のワンストップ化について

相談窓口はあきる野市社会福祉協議会となっておりますが、市長による申立てについては、本人をよく知る者が申立てを行うことが望ましいことから、障がい者（児）及び難病患者等については障がい者支援課が、65歳以上の方については高齢者支援課が申立てに関する事務を担当しております。

基幹相談支援センターでは、相談内容に応じ、適切な機関へつなげていきます。

なお、あきる野市社会福祉協議会は、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく地域連携ネットワークの中核機関となっており、障がい者支援課はこのネットワークに参加しております。今後も関係機関との情報共有等を行い、相談者に寄り添った対応を行ってまいります。

イ 増員する職員の人数について

ご指摘いただいた職員数については、職員を1人増員する予定ですが、今後、本事業の実施状況や国及び東京都の障害福祉に関する政策の動向を注視し、必要に応じて検討いたします。

（5）その他について

ア 全体会のWeb開催について

全体会については、令和2年度から、新型コロナウイルスの感染防止の観点から書面開催とさせていただきます。また、ご要望いただいたWeb開催につきましては、全体会の全ての委員がWeb開催に対応できている訳ではないため、令和4年度につきましても、各委員の状況を確認させていただきながら、多くの委員が参加可能な開催形式で行いたいと考えております。

イ 部会の開催回数の増加及び部会の細分化について

自立支援協議会事務局では、部会及び全体会を各3回ずつ実施しておりますので、年間15回実施しております。会議開催に当たりましては、会議内容や日程の調整、Web開催においては機器の手配なども含め、様々な準備を経て開催しております。

現状では、基本目標の達成が難しいというご意見でございますが、まずは、4部会、各3回の会議の中で、目標達成に向けた効率的な会議運営を、委員の皆様のご協力を得ながら行っていきたいと考えております。

ウ 開催日時の連絡を早めてほしい

開催日時の連絡について、ご不便をおかけし申し訳ございません。部会の開催日につきましては、部会長との日程調整後に連絡をしておりますが、開催日から1か月以上離れていると、事務局への回答が各団体から無いことも多く、障がい者支援課、事務局とも案内を通知する日を決定するのに苦慮しているところです。改善策があれば取り組んでいきたいと思っております。